町税の滞納処分を強化しています

税金の滞納はありませんか?

税金は納税者の皆さんが、定められた期間内に自ら納めていただくものです。定められた納期限までに納付のない場合は「滞納」になり、滞納状態が続くと法に基づき、滞納処分を行うこととなります。

町では、税を納めていただいている方との公平性を保つために、また重要な自主財源の確保のためにも、 滞納処分をより強化しています。なお、本年度も専門知識を有した山口県税務課職員とともに町税を徴収す る併任徴収制度を実施します。

滞納のある方は滞納処分を受ける前に、お早めに納税相談、早期納付をお願いします。

滞納処分の流れ

①督促•催告

自主納付をお願いする文書、電話等による督促・催告を 行います。また、督促手数料のほかに、納期限の翌日か ら納付した日までの期間に応じ延滞金が加算されます。

②財産調査

①の指定期日までに納付がない方は、地方税法、国税徴収 法の規定に基づき財産(預貯金・給与・生命保険・売掛等 債権、不動産、組合等の出資金など)の調査を行います。

③差押

調査により発見した財産を差し押さえます。自動車など にはタイヤロックを実施します。

4搜索

高額滞納者の居宅、事務所を財産調査のため捜索し、財産があれば差し押さえを行います。税徴収のための捜索は裁判所の令状を必要としません。

⑤公売・換価充当

差し押さえた財産は公売(売却)等により換価(現金化) し、滞納金に充当します。



▲自動車のタイヤロック

滞納処分等の実績

(令和2年度から令和4年度まで)

◇財産調査 1,109 件

◇交付要求 9件

◇差 押 101件

○納税方法のご相談、納期限までの 納付にお困り等、納税のご相談は税 務課 徴収対策班へご連絡ください。

のです。

○情報公開制度の運用状況

実施機関区分	請求件数	決定区分等				不服
		公開	部分 公開	非公開	却下	申立
町長	57	42	14	0	1	0
教育委員会	2	0	2	0	0	0
病院事業管理者	13	3	7	0	3	0
計	72	45	23	0	4	0

○個人情報保護制度の運用状況

請求件数 0

■問い合わせ 政策企画課 広報情報統計班

2 0820-74-1007

せします。 各制度の令和4年度の運用状況についてお知

ともに、 ることにより、 適正 できる制度です。 がある場合などに訂正を請求 個 な取 人情 報保護 自分の情報につい り扱い 個人の や保護に関 制 度は、 権利 町の で請求したりすることのいて開示請求したり、誤や・利益の保護を図ると して必要な事項を定 保 有する個 人情報

に応じて、その情報の閲覧や写しの交付を行うも政情報を知りたい時に、町民の皆さんからの請求情報公開制度は、町が持っているさまざまな町

個人情報保護制度の運用状